

第1章 総則

- 1 区分：第2章第1節から第15節のとおり
- 2 「演劇的音楽著作物」の定義

第2章 著作物の使用料

第1節 演奏等

- 1 上演形式による演奏
- 2 演奏会における演奏
- 3 演奏会以外の催物における演奏
 - (1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏
 - (2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技における演奏
 - (3) ファッションショー等の催物における演奏
 - (4) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏
 - (5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏
 - (6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏
 - (7) 野球、競馬、アメリカンフットボール、バスケットボール、サッカー、テニス等各種のスポーツの催物における演奏
 - (8) 航空機、鉄道、自動車、船舶等各種の交通機関における演奏
 - (9) ディナーショーなどホテルなどの施設において、飲食を伴い、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、又は聞かせることを主たる目的とする催物における演奏
 - (10) ダンスパーティなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏
 - (11) その他の演奏
- 4 カラオケ施設における演奏等
- 5 ダンス教授所における演奏等
- 6 フィットネスクラブにおける演奏等
- 7 カルチャーセンターにおける演奏等
- 8 社交場における演奏等
 - 区分1 主として不特定の客を対象とする営業
 - ① ライブハウスなど、主として客に音楽を聞かせることを目的として、音楽を利用する場合
 - ② キャバレー、ショーパブ、レストランシアターなど、主として客にショーもしくは芸能を鑑賞させ、又はダンスをさせることを目的として、演奏時間を設けて音楽を利用する場合
 - ③ ディスコ、ダンスホールなど、主として客にダンスをさせることを目的として、営業時間をとおして音楽を利用する場合
 - ④ バー、スナック、居酒屋、レストランなど、区分1①乃至③以外の音楽利

- 用
 - 区分2 団体客、招待客など主として特定の客を対象とする営業
 - ⑤結婚会館、料理店、旅館、ホテルなどの施設における営業であって、宴会を主たる目的とするもの
 - 区分3 主として宿泊客を対象とする営業
 - ⑥旅館、ホテルなどの宿泊施設において、主として宿泊客を対象とするもの
- 9 ビデオグラムの上映
 - (1) 電気通信設備を用いて行う上映
 - ① (ア) 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合
(イ) (ア)により難い場合
 - ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合
 - (2) その他の上映

第2節 放送等

- 1 日本放送協会の行う放送
- 2 地上波放送を行う一般放送事業者の行う放送
- 3 衛星放送を行う一般放送事業者の行う放送
- 4 放送大学学園の行う放送

第3節 映画

- 1 録音
- 2 上映

第4節 出版等

- 1 書籍
 - (1) 楽譜集
 - (2) 楽譜以外
- 2 雑誌、新聞
- 3 その他の出版物等
 - (1) ピースなどの出版物（1，2以外）
 - (2) (1)以外の出版物又は、のれん、手拭い、茶碗等

第5節 オーディオ録音

- 1 市販用のCD等
- 2 背景音楽（BGM）用として貸出されるCD等
- 3 その他のCD等

第6節 オルゴール

第7節 ビデオグラム

- 1 市販用ビデオグラム
- 2 その他のビデオグラム

第8節 有線放送等

- 1 有線ラジオ放送等

2 有線テレビジョン放送等

第9節 貸与

第10節 業務用通信カラオケ

第11節 インタラクティブ配信

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1) 商用配信（リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合）

① ダウンロード形式

② ストリーム形式

(2) 商用配信（(1)のうち歌詞または楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信）

① ダウンロード形式、またはデータを受信側のプリンタで印刷することが可能なストリーム形式

② データを受信側のプリンタで印刷することができないストリーム形式

(3) 商用配信（音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合（(1)、(2)の規定が適用にならない場合）

① ダウンロード形式

② ストリーム形式

(4) 非商用配信

① ダウンロード形式

② ストリーム形式

2 包括的利用許諾契約によらない場合

第12節 BGM

1 1施設における使用料

(1) 一般の店舗等の場合

(2) 宿泊施設の場合

2 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

第13節 CDグラフィックス等

1 市販用のCDグラフィックス等

2 その他のCDグラフィックス等

第14節 カラオケ用ICメモリーカード

1 市販用のカラオケ用ICメモリーカード

2 その他のカラオケ用ICメモリーカード

第15節 その他